

東京外かく環状道路（関越～東名）事業連絡調整会議 規約

（名称）

第1条 本会議は、「東京外かく環状道路（関越～東名）事業連絡調整会議」と称する。

（目的）

第2条 本会議は、東京外かく環状道路（関越～東名）事業の現状と課題について情報共有・意見交換・方針確認し、関係機関の相互協力のもと事業の推進を図ることを目的として開催する。

（所掌事項）

第3条 本会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる情報共有・意見交換・方針確認を行う。

- 一 用地取得に関する事項
- 二 埋蔵文化財調査に関する事項
- 三 工事に関する事項
- 四 その他本会議の目的を達成するために必要な事項

（構成）

第4条 本会議は、以下の機関をもって構成する。

- 一 国土交通省関東地方整備局
 - 二 東京都
 - 三 東日本高速道路株式会社関東支社
 - 四 中日本高速道路株式会社東京支社
- 2 必要に応じ、前項の構成は変更することができる。
- 3 必要に応じ、第一項に定める機関以外の者の出席を求めることができる。

（事務局）

第5条 本会議の庶務は、国土交通省関東地方整備局道路部及び東京都建設局三環状道路整備推進部において処理する。

（情報の公開）

第6条 会議の公開については、会議の議を経て別途定めるものとする。

（雑則）

第7条 この規約に定めるもののほか、本会議の運営に関して必要な事項は会議において定める。

（附則）

この規約は、平成27年11月12日から施行する。